

令和6年度 宮崎県立高城高等学校 部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を育み充実した生活を築こうとする主体的な態度を育成する。
- (3) 競技力、技能の向上だけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

① 運動部

陸上競技、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、ソフトテニス、サッカー、弓道、野球

② 文化部

茶道、華道、美術、吹奏楽、演劇

③ 同好会

国際交流・ボランティア

(2) 活動時間及び日数について

- ① 活動時間 学期中：平日 2 時間程度 週休日等：3 時間程度(練習試合や大会等を除く)
長期休業中：3 時間程度(練習試合や大会等を除く)
- ② 休養日 平日 1 日以上、週休日等 1 日以上の週 2 日とする。詳細は別紙「年間活動計画」による。
- ③ その他
 - ・定期考査 1 週間前(土日含む)は部活動を行わない。
 - ・年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。
 - ・平日の休養日の変更はその週の中で補う。週休日の休養日の変更はその月を含め、3 ヶ月以内に補う。
 - ・大会等で、定期考査、年末年始に部活動を行う場合は、校長に相談する。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 県高体連、高野連、高文連主催・共催・後援の大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める(ただし、生徒の健康面、学習面には十分配慮する)。

3 部活動運営について

(1) 体罰、セクシュアルハラスメント等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰や身体接触を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰、セクシュアルハラスメント等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことのできない大切なことである。顧問は指導に関する基本方針、練習計画、練習内容、活動時間、休養日を明確にし、保護者に示す。